

ユニット型介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話： 04992—5—1612

担当： 生活相談員

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 介護老人福祉施設「ユニット新島老人ホーム」の概要

(1) 運営の方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び、療養上の世話を行なうことにより、ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名	ユニット新島老人ホーム
住 所	東京都新島村字瀬戸山116番地2
指定番号	介護老人福祉施設(新島村指定 第 1390300232 号)
その他	生活保護法適用施設

(3) 同施設の設備の概要(ユニット型個室)

定員	8名
居室	8室(個室)
共同生活室	1室
台所	1ヶ所
お手洗い	3ヶ所 共同生活室にあります。
浴室	小形浴槽、車椅子型浴槽があります。
談話室	1室
ラウンジ	1ヶ所

(4) 当施設の職員体制

職 種	人数	職 種	人数
管理者(兼務)	1	事務職員	2
医師(非常勤)	3	看護師	1

生活相談員(兼務)	1	介護職員	7以上
栄養士	1	清掃及び洗濯員	1
調理員	2		
機能訓練指導員	1		
介護支援専門員(兼務)	1	合計	21以上

(5) 配置医師等による診察日

曜日・時間	医師
毎週水曜日 14:00～16:00	新島村診療所医師

3.サービスの内容

項目	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われるよう援助します。 ・清潔な寝具を提供します。 ・シーツ交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。 ・枕カバー等の交換は週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 ・食事時間 <ul style="list-style-type: none"> 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ ・ユニットは共同生活室でのお食事となります。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、週2回以上の入浴を行います。 ・ただし、入浴が適当でないと判断する場合には、清拭、または、これを行わないこともあります。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、入浴機器を用いての入浴して頂き清潔保持に努めます。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断(年1回) ・血圧、検温などの健康チェック ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・医療の必要性の判断は、嘱託医師又は協力医療機関の医師が行います。 ・医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院して頂きます。この場合は、利用者又はご家族の責任のもとで判断していただきます。 ・緊急など必要な場合には、利用者又はご家族の判断のもとで医療機関などに責任を持って引継ぎます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談員</p>
所持品保管	<ul style="list-style-type: none"> ・若干の身の回り品については、居室に備え付けの収納庫にてお預かりします。
行政手続き代行	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者やご家族の状況によっては代行して行います。
金銭等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預かり管理いたします。 ・現金、通帳、年金証書など

4.入所手続き

(1)必要な書類など

- ①介護保険証
- ②後期高齢者医療被保険者証
- ③年金証書
- ④障害者手帳 (お持ちの方)
- ⑤㊟受給者証(お持ちの方)

(2)その他お持ち頂くもの

- ①通帳、印鑑(通帳に使用したもの)
- ②衣類

5.利用者の状態によって居室替えをさせて頂く場合があります。

6.施設サービスが提供できない場合がございます。

- (1)入院して医療・治療が必要と判断された場合
- (2)施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

7.施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面会	・面会時間 9:00～18:30 それ以外についてはご相談ください
外出、外泊	・届け出の用紙があります。
飲酒	・ご相談に応じます。
喫煙	・決められた場所をお願いします。
施設外での受診	・嘱託医師、協力病院の医師の指導ではなく、ご自身のご希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族でお願いします。また、診察結果、処方薬など職員にお申し出下さい。
宗教・政治活動	・施設内で、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
ペット	・飼育を前提にしたペットの持ち込みはお断りします。

8.要介護認定の申請に係る援助

- (1)利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- (2)利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

9.退所時の援助

- (1)契約の終了により利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に生活なされることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

10.緊急時の対応方法

- (1)利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

11.非常災害対策

- (1)防災対策 毎月防災訓練の実施
- (2)建物 耐火・耐震建築及び防災加工用品
- (3)設備 非常通報装置
- (4)防火管理者 施設長

※ 非常時に備え、非常用食糧の備蓄と職員参集訓練も実施しています。

12.サービス内容に関する相談・苦情

お客様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関するお客様の要望、苦情等に対し、迅速に対応いたします。

- (1)当施設ご利用者相談・苦情担当(生活相談員:)

(電 話:04992-5-1612)

- (2)当施設以外に、新島村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

新島村 (新島村役場:民生課福祉係)

(電 話:04992-5-0240)

13.当会の概要

法人名 社会福祉法人新島はまゆう会

代表者役職・氏名 理事長 宮 川 里 司

住 所 〒100-0400 東京都新島村字瀬戸山116番地2

電 話 : 04992-5-1612

F A X : 04992-5-1614

- 当法人が行っている事業
1. 特別養護老人ホーム
 2. 短期入所生活介護事業
 3. 通所介護事業
 4. 訪問介護事業
 5. 老人居宅介護事業
 6. 障害福祉サービス事業

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者>

住 所 〒100-0400 東京都新島村字瀬戸山116番地2
名 称 ユニット新島老人ホーム
代表者名 社会福祉法人 新島はまゆう会
理 事 長 宮 川 里 司 印

説明者 所属 新島老人ホーム
役職 生活相談員
氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名

印

<代理人>

住 所

氏 名

印